初診および再診時にかかる 「選定療養費」に関する重要なお知らせ

2020年4月1日から当院の選定療養費が変わります。

2020年度診療報酬改定により、一般病床200床以上の地域医療支援病院では紹介状なしで受診する場合などに保険適用の診療費とは別に、国が定める次の料金を患者さんにご負担いただくこととなりました。

【初診時】

紹介状をお持ちでない初診患者さんからご負担頂く金額が変わります。

2020年3月31日まで	2020年4月1日から
2,200円 (税込み)	5,000円 (税込み)

[※]なお、当院での最終診療日から1年を経過して、予約外で受診される方は あらたに初診料と初診選定療養費をお支払いいただくことになります。

【再診時】

当院から他の医療機関へ紹介を行った患者さんが、引き続き当院への 受診を自ら希望され、紹介状を持たずに当院を受診された場合には、 新たに下記の金額を負担いただくことになります。

2020年3月31日まで	2020年4月1日から
なし	2,500円 (税込み)

上記につきましては、2020年4月1日(水曜日)からの取扱いとさせていただきます。皆様のご理解をよろしくお願いたます。

当院を受診される際には、かかりつけ医などの紹介状をご持参いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、窓口にお声掛けください。

病院長